

○南会津町建築物等の建築に関する指導要綱施行細則

平成18年 3月20日

告示第135号

(趣旨)

第1条 この告示は、南会津町建築物等の建築に関する指導要綱（平成18年南会津町告示第134号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(後退線の確認)

第2条 後退線は、次に掲げる場合において町の確認を受けるものとする。

- (1) 町道の場合 建築主が隣接地権者の同意を得た後に、土地家屋調査士が調査し、仮杭を埋設して町の確認を受けなければならない。
- (2) 公道の場合（町道を除く。） 建築主が隣接地権者の同意を得た後に、土地家屋調査士又は測量士が調査し、仮杭を埋設して町の確認を受けなければならない。
- (3) 私道の場合 建築主が隣接地権者の同意を得た後に、仮杭を埋設して町の確認を受けなければならない。

(協議基準)

第3条 協議を行う場合は、次に掲げる基準にのっとり行うものとする。

- (1) 後退用地の協議
  - ア 後退用地は、譲与、売渡、使用貸借及び念書取り交わしのいずれかとしなければならない。
- (2) 後退用地の既存建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。以下同じ。）の取扱い
  - ア 後退用地は、更地を原則とする。
  - イ 既存建築物は、建築主の負担にてすべて除去しなければならない。
- (3) 後退用地の取扱い
  - ア 譲与、売渡しの場合
    - (ア) 測量、分筆及び登記は、町が行うものとする。

(イ) 用地取得価格は、別に定める公共用地取得価格とする。

イ 使用貸借の場合

(ア) 測量及び分筆は、建築主の負担により行うものとする。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。